

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年4月11日

鳥取県立むきばんだ史跡公園所長 中 山 寧 人

1 調達内容

(1) 賃貸借物品の名称及び数量

令和7年度史跡妻木晩田遺跡第4 3次発掘調査資機材賃貸借 一式

(2) 賃貸借物品の仕様

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和7年5月20日から令和7年11月25日まで

(4) 納入期限

令和7年5月20日

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

入札に当たっては、入札説明書別添史跡妻木晩田遺跡第4 3次発掘調査資機材賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）の別紙に示す賃貸借物品の単価（税抜）に予定数量及び予定日数等を乗じて得た金額の合計額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札金額として入札書（入札説明書様式第6号）に記載すること。

なお、請求に当たっては、入札書に記載した単価（税抜）にそれぞれの実績数量及び実績日数等を乗じて得た金額の合計額に当該合計額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する額（単価）を入札書の単価欄にそれぞれ記載すること。

また、この調達は入札書に記載された単価（税抜）による単価契約であり、予定数量及び予定日数等は最低数量を保証するものではなく、また、落札金額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下のいずれかに登録されている者であること。

ア 機械器具類の建設土木機器

イ その他の賃借のその他

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 本件公告に示した賃貸借物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立むきばんだ史跡公園

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び賃貸借物品の仕様に関する担当部局

〒689-3324 鳥取県西伯郡大山町妻木 1115-4

鳥取県立むきばんだ史跡公園

電話 0859-37-4000

電子メール mukibanda@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年4月11日(金)から同月25日(金)までの間にインターネットの鳥取県立むきばんだ史跡公園のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/mukibanda/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年4月11日(金)から同月25日(金)までの日の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、封筒の表に「入札関係書類在中」と朱書きの上、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月8日(木)午前11時 即時開札(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月7日(水)午後5時までとする。)

イ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、入札者名及び入札金額等を記入し、「入札書」と明記し、案件名、商号又は名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。ただし、郵便等による入札の場合は、案件名、商号又は名称と共に「入札書第1回」、「入札書第2回」及び「入札書第3回」と回数を明記した封書に、「第1回」、「第2回」及び「第3回」を明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し入札書を2通以上提出した入札として、無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格を有することを証する書類を令和7年4月25日(金)正午までに4の(1)の場所に持参又は郵便等の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として仕様書の別紙に示す賃貸借物品の単価(税抜)に予定数量及び予定日数等を乗じて得た金額の合計額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した賃貸借を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。